

平成28年度 市民税・県民税のご案内

【問い合わせ】 税務課 ☎84-0620

平成28年度以前

4月、6月、8月については前年度の2月と同じ金額が徴収されます(仮特別徴収)
10月、12月、2月は年税額から仮特別徴収した額を差し引いた額の1/3をそれぞれの月に徴収します。

月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	前年度の2月と同じ額	前年度の2月と同じ額	前年度の2月と同じ額	年税額から4月、6月、8月に仮特別徴収をした額を差し引いた額の		
				1/3の額	1/3の額	1/3の額

(例)平成28年度の年税額が27,000円、平成27年度の年税額が24,000円で、2月の徴収額が3,000円だった場合

月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	3,000円 (前年度の2月と同じ額)	3,000円 (前年度の2月と同じ額)	3,000円 (前年度の2月と同じ額)	6,000円 (年税額-4月から8月の徴収分)÷3	6,000円 (年税額-4月から8月の徴収分)÷3	6,000円 (年税額-4月から8月の徴収分)÷3

平成29年度以後

4月、6月、8月については前年度の年税額の1/6の額が徴収されます(仮特別徴収)
10月、12月、2月は年税額から仮特別徴収した額を差し引いた額の1/3をそれぞれの月に徴収します。

月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	前年度の年税額の1/6の額	前年度の年税額の1/6の額	前年度の年税額の1/6の額	年税額から4月、6月、8月に仮特別徴収をした額を差し引いた額の		
				1/3の額	1/3の額	1/3の額

(例)平成29年度の年税額が27,000円、平成28年度の年税額が24,000円だった場合

月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	4,000円 (24,000円の1/6)	4,000円 (24,000円の1/6)	4,000円 (24,000円の1/6)	5,000円 (年税額-4月から8月の徴収分)÷3	5,000円 (年税額-4月から8月の徴収分)÷3	5,000円 (年税額-4月から8月の徴収分)÷3

徴収)される市民税・県民税
公的年金から天引き(特別)

公的年金からの特別徴収制度の見直し

平成28年1月1日現在、半田市に住民登録のある方に平成28年度市民税・県民税納税通知書を郵送します。
市民税・県民税(1期)は6月30日が納付期限です。期限内の納付をお願いします。なお、平成28年度から適用される市民税・県民税の主な改正点は次のとおりです。

の税額について、平成28年10月以後に実施される公的年金からの特別徴収について、次のとおり見直しされることとなりました。

ふるさと納税に係る寄附金税額控除の見直し

ふるさと納税を行った場合における特例控除額の上限額について所得割額の10%から20%に拡充されました。

「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の創設

確定申告の不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合、確定申告を行わなくても控除を受けられるようになりました。ただし特例の適用にはふるさと納税先が5団体以内で、ふるさと納税の際に各ふるさと納税先自治体に特例の適用に関する申請書を提出する必要があります。また、平成27年3月31日以前にふるさと納税を行った場合、確定申告をした場合については、ワンストップ特例の対象外です。詳しくは市ホームページをご覧ください。

市民税・県民税Q&A

Q 市民税・県民税の税率は市区町村によって違いますか。

A 個人の市民税・県民税は、地方税法を根拠としてどの市区町村(都道府県)も各々で条例を定め、計算をしていますので、多くの市区町村(都道府県)は同じ税率となっています。

Q 現在収入が無いのに納税通知書が届くのは、どうしてですか。

A 市民税・県民税は、前年(1月から12月)の所得に対して課税される仕組みとなっているためです。

Q 今年4月に半田市に引っ越してきたのですが、市民税・県民税はどのようになりますか。

A 市民税・県民税はその年の1月1日現在に住んでいる市区町村で課税され、その年度の税を納めることとなります。4月に半田市に引っ越しをされた場合は、今年度は以前住んでいた市区町村に納め、来年度から半田市に納めていただくこととなります。